

三朝町学校運営協議会設置に向けた課題の整理について

学校運営協議会の課題

規則の中で

(1) 協議会の目的

「地域づくり」という文言が入っていない。

⇒三朝町学校運営協議会規則（案）第2条

(2) 設置はどうするか

⇒三朝町学校運営協議会規則（案）第3条

令和4年度からの設置については、小中別々の学校運営協議会の設置とする。
将来的に小中1つにする可能性もあるがその時点で検討する。

(3) 学校運営等に関する意見の申出

申し出ができる規定とする。

⇒三朝町学校運営協議会規則（案）第5条

第2項は削除と第3回の委員会で申し上げたが、学校運営協議会が、職員体制について意見を述べることについては、この第2項で定める必要がある。

(4) 委員の任命

委員の人数

⇒三朝町学校運営協議会規則（案）第8条

18人以内

(5) 任期

任期は1年とし、再任できる。(←2年)

(学校が1年単位で動くため)

3月に起案、4月1日付で委嘱

P T A代表については、4月中旬に変更があれば委嘱する。

⇒三朝町学校運営協議会規則（案）第10条

(6) 施行日

令和4年4月1日から施行する。

令和4年度の経営方針（仮） 現在の準備委員会の委員で行う。

【小中別々の運営協議会】

三朝町学校運営協議会委員（例）

令和3年度 学校支援委員会委員名簿<参考>

	三朝小学校	備考	三朝中学校	備考
1	藤原裕幸（PTA会長）	（1）	重信典章（PTA会長）	（1）
2	朝倉 聡（小鹿地域協議会長）	（2）	山崎一彰（賀茂地域協議会長）	（2）
3	大坂芳郎（三徳地域協議会長）	（2）	朝倉 聡（小鹿地域協議会長）	（2）
4	松原隆雄（みささ村地域協議会長）	（2）	高見昌利（竹田地域協議会長）	（2）
5	山崎一彰（賀茂地域協議会長）	（2）	布廣 覚（社会教育委員）	（3）
6	田栗幸人（高勢地域協議会長）	（2）	武部 護（体育文化振興会長）	（3）
7	高見昌利（竹田地域協議会長）	（2）	有間昭人（三朝町人権擁護委員）	（3）
8	菊留幹雄（青空体験副塾長）	（3）	谷本哲也（前PTA会長）	（3）
9	松原万里子（主任児童委員）	（3）	藤井俊子（前三朝町教育委員）	（3）
10	松浦靖明（人権教育推進員）	（3）	藤原彰二（三朝小学校長）	（4）
11	吉田朋幸（三朝中学校長）	（4）		
12	相生真琴（子ども支援係）	（6）		
13	地域コーディネーター	（2）	地域コーディネーター	（2）
14	校長	（4）	校長	（4）
15	教頭	（5）	教頭	（5）

（事務局）

氏名	区分	選出団体等	備考
1	教育委員会事務局	教育総務課	指導主事
2	教育委員会事務局	社会教育課	
3	小中学校事務職員		